

交通政策審議会海事分科会船員部会
第2回海上旅客運送業最低賃金専門部会 議事次第

令和6年11月15日(金)
15:00～16:30
3号館8階特別会議室

1. 開 会

2. 議 事

議題1. 海上旅客運送業最低賃金の改正について

3. 閉 会

海上旅客運送業最低賃金専門部会委員名簿

(敬称略、五十音順)

(公益を代表する委員)

石崎 由希子 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院 教授

◎ 野川 忍 明治大学専門職大学院法務研究科 教授

(関係船員を代表する委員)

井上 寛信 全日本海員組合 国内部副部長補

遠藤 飾 全日本海員組合 政策局総合政策部長

(関係使用者を代表する委員)

関 季之 ハートランドフェリー株式会社 専務取締役

山口 隆弘 阪九フェリー株式会社
取締役海務部長兼安全統括管理者

◎ 専門部会長

配 布 資 料 一 覧

- 資料 1 海上旅客運送業最低賃金
(平成 8 年10月30日運輸省最低賃金公示第 6 号)
- 資料 2 海上旅客運送業の最低賃金の改正状況
- 資料 3 海上旅客運送業に係る労使間協定賃金

海上旅客運送業最低賃金

平成 8 年 10 月 30 日	平成 8 年運輸省最低賃金公示第 6 号
一部改正平成 9 年 10 月 31 日	平成 9 年運輸省最低賃金公示第 5 号
一部改正平成 10 年 11 月 2 日	平成 10 年運輸省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 11 年 11 月 1 日	平成 11 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 12 年 11 月 10 日	平成 12 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 13 年 11 月 1 日	平成 13 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 26 年 3 月 3 日	平成 26 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 26 年 11 月 20 日	平成 26 年国土交通省最低賃金公示第 4 号
一部改正平成 27 年 12 月 2 日	平成 27 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 28 年 11 月 28 日	平成 28 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 29 年 12 月 8 日	平成 29 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 30 年 12 月 5 日	平成 30 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正令和元年 12 月 18 日	令和元年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正令和 3 年 1 月 20 日	令和 3 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正令和 4 年 1 月 20 日	令和 4 年国土交通省最低賃金公示第 1 号
一部改正令和 5 年 1 月 20 日	令和 5 年国土交通省最低賃金公示第 1 号
一部改正令和 6 年 1 月 22 日	令和 6 年国土交通省最低賃金公示第 2 号

1 適用する地域

全国

2 適用する使用者

船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 1 条に規定する船舶であって、旅客運送の用に供するもののうち、次の各号に掲げる船舶の所有者（船員法第 5 条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

(1) 遠洋区域を航行区域とする船舶

(2) 近海区域を航行区域とする船舶

(3) 沿海区域を航行区域とする総トン数 100 トン以上の船舶（その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で 2 時間以内に往復できる区域に限定されている船舶を除く。）

3 適用する船員

前項の使用者に雇用されている船員であって、同項の船舶に乗り組む職員（船長を含む。以下同じ。）及び部員

4 前項の船員に係る最低賃金額（月額）

(1) 職員（事務部職員を除く。）	255,750 円
(2) 事務部職員	200,750 円
(3) 部員	192,900 円

5 最低賃金に算入しない賃金

(1) 通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当及びこれらの労働に対応する部分の能率給、歩合給など

(2) 夜間の労働に対し支払われる夜間割増賃金

(3) 臨時的に行う通常の労働以外の労働に対し支払われる作業手当、荷役手当、欠員手当など

(4) 予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など

(5) 1 か月を超える期間毎に支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金

(6) 通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

附 則（平成9年運輸省最低賃金公示第5号）

この公示は、平成9年11月30日から効力を生ずる。

附 則（平成10年運輸省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成10年12月2日から効力を生ずる。

附 則（平成11年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成11年12月1日から効力を生ずる。

附 則（平成12年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成12年12月10日から効力を生ずる。

附 則（平成13年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成13年12月1日から効力を生ずる。

附 則（平成26年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成26年4月2日から効力を生ずる。

附 則（平成26年国土交通省最低賃金公示第4号）

この公示は、平成26年12月20日から効力を生ずる。

附 則（平成27年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成28年1月1日から効力を生ずる。

附 則（平成28年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成28年12月28日から効力を生ずる。

附 則（平成29年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成30年1月7日から効力を生ずる。

附 則（平成30年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成31年1月4日から効力を生ずる。

附 則（令和元年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、令和2年1月17日から効力を生ずる。

附 則（令和3年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、令和3年2月19日から効力を生ずる。

附 則（令和4年国土交通省最低賃金公示第1号）

この公示は、令和4年2月19日から効力を生ずる。

附 則（令和5年国土交通省最低賃金公示第1号）

この公示は、令和5年2月19日から効力を生ずる。

附 則（令和6年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、令和6年2月21日から効力を生ずる。

海上旅客運送業の最低賃金の改正状況

年度	最低賃金額		
	職員	事務部職員	部員
平成 8 年	234,350円	181,250円	169,450円
平成 9 年	236,950円	183,250円	172,600円
平成 1 0 年	238,050円	184,100円	175,800円
平成 1 1 年	—	—	176,500円
平成 1 2 年	—	—	177,050円
平成 1 3 年	238,300円	184,200円	177,500円
平成 1 8 年	—	—	—
平成 2 5 年	239,250円	185,150円	178,250円
平成 2 6 年	240,250円	186,150円	179,000円
平成 2 7 年	242,050円	187,950円	180,600円
平成 2 8 年	243,050円	188,950円	181,600円
平成 2 9 年	244,050円	189,950円	182,600円
平成 3 0 年	245,350円	191,250円	183,900円
令和元年	246,450円	192,350円	185,000円
令和 2 年	246,800円	192,700円	185,350円
令和 3 年	247,350円	193,250円	185,900円
令和 4 年	248,350円	194,250円	186,900円
令和 5 年	255,750円	200,750円	192,900円

※ 記載のない年度は、諮問が行われていない。

1. 職員(事務部職員を除く。)

最賃額 255,750 (単位:円)

会 社 名	職 名	基 本 給 (初 任 額)		乗 船 手 当 等	フ ェ リ ー 当 手	航 海 日 当	そ の 他	合 計	最賃額 との差	備 考	
		標 齢 給	職 務 給							(航海日当/月)	
A	航・機士	181,550	68,570			14,100		264,220	8,470	大型C F	20.00 日
B	〃	181,550	68,570			12,866		262,986	7,236	個別協約	18.25 日
C	〃	246,450	2,500	9,720		3,000	31,040	292,710	36,960	個別協約	20.00 日
D	〃	198,000				25,000	35,000	258,000	2,250	個別協約	17.33 日
E	〃	190,000	68,570			14,100		272,670	16,920	大型C F	20.00 日
F	〃	183,240	68,570			14,100		265,910	10,160	大型C F	20.00 日
G	〃	257,770	3,740	64,440		1,400		327,350	71,600	個別協約	20.00 日
H	〃	257,000	3,600		4,650	15,855	7,500	288,605	32,855	個別協約	21.00 日
I	〃	239,570	10,000	35,936				285,506	29,756	個別協約	— 日
J	〃	181,550	68,570			14,805		264,925	9,175	大型C F	21.00 日
K	〃	184,930	68,570			13,395		266,895	11,145	大型C F	19.00 日
L	〃	186,620	68,570			12,690		267,880	12,130	大型C F	18.00 日
M	〃	181,550	68,570			14,100		264,220	8,470	大型C F	20.00 日
N	〃	253,470		25,350		13,400		292,220	36,470	中四旅客	20.00 日
O	〃	268,240	1,700			19,090	6,050	295,080	39,330	個別協約	23.00 日
P	〃	181,550	68,570			14,100		264,220	8,470	大型C F	20.00 日
Q	〃	233,120	16,500			21,150	82,500	353,270	97,520	個別協約	30.00 日
R	〃	253,703		25,373		9,100		288,176	32,426	中四旅客	20.00 日

2. 事務部職員

最賃額

200,750

(単位：円)

会 社 名	職 名	基 本 給 (初 任 額)		乗 船 手 当 等	フ ェ リ ー 当 手	航 海 日 当	そ の 他	合 計	最賃額 との差	備 考 (航海日当／月)		
		標 齢 給	職 務 給									
a	事務員 (未経験)	246,290	3,580	61,570		1,400		312,840	112,090	個別協約	20.00	日
b	〃	181,550	19,090			14,100		214,740	13,990	大型C F	20.00	日
c	〃	235,730		23,570		13,400		272,700	71,950	中四旅客	20.00	日

3. 部員

最賃額

192,900

(単位：円)

会 社 名	職 名	基 本 給 (初 任 額)		乗 船 手 当 等	フ ェ リ ー 当 手	航 海 日 当	そ の 他	合 計	最賃額 との差	備 考 (航海日当／月)		
		標 齢 給	職 務 給									
A a	部員 (未経験)	202,690				16,560	3,800	223,050	30,150	個別協約	23.00	日
B b	〃	160,000				15,000	20,000	195,000	2,100	個別協約	17.33	日
C c	〃	172,950			4,350	13,335	7,500	198,135	5,235	個別協約	21.00	日
D d	〃	174,790	18,480			12,700		205,970	13,070	大型C F	20.00	日
E e	〃	174,790	18,480			13,335		206,605	13,705	大型C F	21.00	日
F f	〃	174,790	18,480			12,700		205,970	13,070	大型C F	20.00	日
G g	〃	177,550		17,755		6,300		201,605	8,705	中四旅客	20.00	日
H h	〃	174,790	18,480			11,588		204,858	11,958	個別協約	18.25	日
I i	〃	174,790	18,480			11,430		204,700	11,800	大型C F	18.00	日
J j	〃	174,790	18,480			12,700		205,970	13,070	大型C F	20.00	日
K k	〃	174,790	18,480			12,065		205,335	12,435	大型C F	19.00	日
L l	〃	174,790	18,480			12,700		205,970	13,070	大型C F	20.00	日
Mm	〃	175,720	3,410	43,930		1,000		224,060	31,160	個別協約	20.00	日
N n	〃	177,550		17,760		10,300		205,610	12,710	中四旅客	20.00	日
O o	〃	177,050		8,100		2,000	22,218	209,368	16,468	個別協約	20.00	日
P p	〃	165,860	2,000			19,050	82,500	269,410	76,510	個別協約	30.00	日
Q q	〃	174,790	18,480			12,700		205,970	13,070	大型C F	20.00	日
R r	〃	174,170		26,126				200,296	7,396	個別協約	—	日